

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2023年11月2日

【四半期会計期間】 第49期第1四半期(自 2023年6月21日 至 2023年9月20日)

【会社名】 株式会社ジョイフル本田

【英訳名】 JOYFUL HONDA CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 平山 育夫

【本店の所在の場所】 茨城県土浦市富士崎一丁目16番2号

【電話番号】 029-822-2215 (代表)

【事務連絡者氏名】 経営管理部部長兼広報・IR部部长 久保 裕彦

【最寄りの連絡場所】 茨城県土浦市富士崎一丁目16番2号

【電話番号】 029-822-2215 (代表)

【事務連絡者氏名】 経営管理部部長兼広報・IR部部长 久保 裕彦

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第48期 第1四半期 累計期間	第49期 第1四半期 累計期間	第48期
会計期間	自 2022年6月21日 至 2022年9月20日	自 2023年6月21日 至 2023年9月20日	自 2022年6月21日 至 2023年6月20日
売上高 (百万円)	30,966	31,634	123,362
経常利益 (百万円)	3,302	3,093	12,240
四半期(当期)純利益 (百万円)	2,254	2,136	8,528
持分法を適用した場合の 投資利益 (百万円)	53	48	198
資本金 (百万円)	12,000	12,000	12,000
発行済株式総数 (株)	70,010,871	68,584,671	68,584,671
純資産額 (百万円)	114,316	114,992	119,329
総資産額 (百万円)	157,428	154,729	160,927
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	34.50	33.48	131.55
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	34.47	33.47	-
1株当たり配当額 (円)	-	-	46.00
自己資本比率 (%)	72.6	74.3	74.2

(注) 1. 第48期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり四半期(当期)純利益金額および潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定において、株式給付信託(BBTおよびJ-E SOP)の信託契約に基づき、株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が所有する当社株式を自己株式として処理していることから、期中平均株式数から当該株式数を控除しておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期累計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、また「前事業年度の有価証券報告書」に記載した事業等のリスクとの重要な変更はありません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

(1) 経営成績の状況の分析

当第1四半期累計期間における我が国の経済は、新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが5類に移行され、行動制限も解除されたことで経済活動正常化に向けた動きが一段と活発化いたしました。

一方、円安進行の長期化、原材料・エネルギー価格の高騰など市場を取り巻く経済環境は厳しく、依然として先行き不透明な状況が続いております。

このような経営環境の下、当社は2024年度の基本方針として「原点回帰と新しい企業文化の創造」を掲げ、初心に帰り基本に忠実に行動し、会社としての新たな価値観（VALUE）を共有していくために、優先して取り組むべき3つのテーマを策定いたしました。

「人への投資」では、厳しい採用環境や労働環境に適切に対応すべく、労働分配率の見直し、働きやすい職場環境の整備、教育体制の充実により、働きがいの向上、人財の獲得につなげ、お客様、取引先そして地域社会の支持を拡大し、さらに生産性の向上、イノベーションを推進することで企業価値の向上を目指します。

「同質化競争からの脱却」における出店戦略では、新フォーマットでの郊外居抜き物件を活用した出店ヘシフト、さらには業績好調なプロショップ本田屋の出店に向けた対応を強化してまいります。また商品戦略では、旺盛なプロ向けの需要に応えるべくMDの深耕によるワンストップショッピングを実現、輸入商品や自社開発商品などの高付加価値商品による実店舗ならではの提案力の発揮により集客の拡大につなげております。さらにデータの有効活用では、商品进行分类・管理する商品マスターの再構築とモバイル端末への連携により、MD、販売促進、EC、置きサービスなどに活用することで、顧客接点拡大を図り販売力を強化いたします。

「持続可能で豊かな社会実現に貢献」では、気候変動関連リスクの管理強化、TCFD提言に基づく情報の開示、GX推進の進捗状況などを一元的に管理するため「サステナビリティ委員会」を設置いたしました。なお、気候変動関連のリスク管理およびGX推進については、サステナビリティ委員会と連携したGXチームが中心となり事業への影響を把握するための情報収集、進捗管理を実施しております。また脱炭素社会構築のため太陽光発電・蓄電池システムの導入を順次進めており、前事業年度ファッションクルーズひたちなか店など4店舗での稼働に続き、当四半期は新たに千葉店、瑞穂店、古河店、市原店の4店舗で稼働を開始しており、カーボン・ニュートラルの実現に向けて取り組みを強化しております。

以上の結果、当第1四半期累計期間の売上高は316億34百万円（前年同期比2.2%増）、営業利益は28億3百万円（前年同期比8.8%減）、経常利益は30億93百万円（前年同期比6.3%減）、四半期純利益は21億36百万円（前年同期比5.2%減）となりました。

当第1四半期累計期間における、商品グループ・分野別の売上状況は以下のとおりとなっております。

商品グループ・分野別売上高

(単位：百万円、%)

商品グループ・分野	前第1四半期累計期間 (自 2022年6月21日 至 2022年9月20日)	当第1四半期累計期間 (自 2023年6月21日 至 2023年9月20日)	前年同期比
資材・プロ用品	5,459	5,568	102.0
インテリア・リビング	4,187	4,168	99.5
ガーデン・ファーム	4,148	4,126	99.5
リフォーム	3,639	3,519	96.7
「住まい」に関する分野	17,435	17,383	99.7
デイリー・日用品	9,382	9,717	103.6
ペット・レジャー	3,878	4,308	111.1
その他	269	224	83.3
「生活」に関する分野	13,531	14,251	105.3
合計	30,966	31,634	102.2

(2) 財政状態の分析

資産、負債及び純資産の状況

資産は、前事業年度末に比べ61億98百万円減少し、1,547億29百万円となりました。これは主として、現金及び預金の減少47億89百万円、流動資産その他の減少11億39百万円、有形固定資産の減少5億14百万円、繰延税金資産の減少2億90百万円、商品の増加5億89百万円によるものであります。なお、流動資産その他の減少の主な内訳は、未収消費税等の減少7億5百万円によるものであります。

負債は、前事業年度末に比べ18億61百万円減少し、397億36百万円となりました。これは主として、未払法人税等の減少22億24百万円、長期借入金の減少7億33百万円、1年内返済予定の長期借入金の減少1億58百万円、未成工事受入金の減少1億28百万円、賞与引当金の増加6億2百万円、買掛金の増加9億99百万円によるものであります。

純資産は、前事業年度末に比べ43億36百万円減少し、1,149億92百万円となりました。これは主として、自己株式の取得49億99百万円、配当金の支払い14億98百万円、四半期純利益21億36百万円の計上によるものであります。

(3) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

前事業年度の有価証券報告書に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について重要な変更はありません。

(4) 経営方針・経営戦略等

当第1四半期累計期間において、当社が定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第1四半期累計期間において、当社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

(6) 研究開発活動

該当事項はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

(自己株式の取得に関する事項)

当社は、2023年8月2日開催の取締役会において自己株式を取得することを決議し、2023年8月21日に取得が完了しております。なお、自己株式の取得には一括取得型自己株式取得（Accelerated Share Repurchase）（以下「本手法」という。）を用いております。当社は、2023年8月18日にモルガン・スタンレーMUF G証券株式会社と本手法に係る契約を締結いたしました。

詳細につきましては、「第4 経理の状況 1 四半期財務諸表 注記事項 追加情報」に記載のとおりであります。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	400,000,000
計	400,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (2023年9月20日)	提出日現在 発行数(株) (2023年11月2日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	68,584,671	68,584,671	東京証券取引所 (プライム市場)	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、1単元の株式数は、100株であります。
計	68,584,671	68,584,671	-	-

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

当第1四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第2回新株予約権

決議年月日	2023年8月18日
新株予約権の数(個)	1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	2023年12月1日から2024年8月15日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 0 資本組入額 1 (注)2
新株予約権の行使の条件	(注)5
新株予約権の譲渡に関する事項	当社の事前の書面による同意なく、本新株予約権につき第三者に対して譲渡、担保権の設定その他一切の処分をすることができないものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

新株予約権の発行時(2023年9月4日)における内容を記載しております。

(注)1. 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

(1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その数は、以下の計算式に従って算定される株式数とする。

$$\text{基準株式数} = \text{基準金額} \div \text{平均株価}$$

計算の結果生じる100株未満の端数は切り捨てることとし、0株を下回る場合には0株とする。

上記算式において、以下の用語は、それぞれ以下に定める意味を有する。

「平均株価」とは、2023年8月22日(同日を含む。)から本新株予約権の行使請求の効力発生日(以下「行使請求日」という。)の直前取引日(同日を含む。)までの期間の各取引日(但し、除外市場混乱事由発生日を除く。)において株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)が発表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格(以下「VWAP」という。)の算術平均値に100%を乗じた価格をいう(小数第5位まで算出し、その小数第5位を四捨五入する。)

「基準株式数」とは、当社が2023年8月21日付で実施する東京証券取引所の自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)による当社普通株式の買付け(以下「本自己株式取得(ToSTNeT-3)」という。)において、モルガン・スタンレーMUF G証券株式会社が売却した当社普通株式2,981,100株をいう。

「基準金額」とは、本自己株式取得(ToSTNeT-3)において、モルガン・スタンレーMUF G証券株式会社が売却した当社普通株式の売却額の合計4,933,720,500円をいう。

「除外市場混乱事由発生日」とは、当社普通株式に関する取引制限等が発生したために当該日におけるVWAPを平均株価の算出の基礎とすべきでないモルガン・スタンレーMUF G証券株式会社から申告がなされた日をいう。

(2) 基準株式数等の調整

2023年8月23日(同日を含む。)から行使請求日の2取引日後の日(同日を含む。)までの期間中に当社普通株式の分割、無償割当てまたは併合(以下「株式分割等」と総称する。)の基準日(基準日が設定されない場合は、効力発生日。)が設定された場合には、基準株式数および平均株価を算出するに際して使用される当該株式分割等のための権利付最終取引日以前の各取引日におけるVWAPは、本新株予約権の行使に際して、それぞれ次の算式により調整される。但し、基準株式数に係る計算の結果生じる1株未満の端数は切り捨てることとし、調整後VWAPについては小数第5位まで算出し、その小数第5位を四捨五入することとする。

$$\text{調整後基準株式数} = \text{調整前基準株式数} \times \text{株式分割等の比率}$$

$$\text{調整後VWAP} = \frac{\text{調整前VWAP}}{\text{株式分割等の比率}}$$

上記のほか、次に掲げる場合には、当社は、モルガン・スタンレーMUF G証券株式会社と協議の上、その承認を得て、基準株式数および平均株価を算出するに際して使用されるVWAPについて、合理的かつ必要な調整を行う。

- () 会社分割、株式交換、株式移転、株式交付又は合併のために調整を必要とするとき。
- () 株式、新株予約権又は新株予約権付社債の発行(無償割当てを含む。)、その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により調整を必要とするとき。
- () これらの金額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整に際して、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

3. 社債、株式等の振替に関する法律の適用、新株予約権証券の不発行等

本新株予約権は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律(以下「社債等振替法」という。)第163条の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた新株予約権であり、当社は、社債等振替法第164条第2項に定める場合を除き、本新株予約権に関して新株予約権証券を発行することができない。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従う。

4. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、株式移転完全子会社となる株式移転、または株式交付親会社の完全子会社となる株式交付(以下「組織再編行為」と総称する。)を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社、株式移転設立完全親会社または株式交付完全親会社(以下「再編当事会社」と総称する。)は以下の条件に基づき本新株予約権に係る新株予約権者に新たに再編当事会社の新株予約権を交付するものとする。

- (1) 新たに交付される新株予約権の数
1個
- (2) 新たに交付される新株予約権の目的である株式の種類
再編当事会社の普通株式
- (3) 新たに交付される新株予約権の目的である株式の数の算定方法
組織再編行為の条件等を勘案し、(注)1(1)に準じて決定する。

- (4) 新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は1円とする。
- (5) 新たに交付される新株予約権に係る行使可能期間
上記「新株予約権の行使期間」に準じて、組織再編行為に際して決定する。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金
(注)2に準じて、組織再編行為に際して決定する。
- (7) 新株予約権証券の不発行
(注)3に準じて、組織再編行為に際して決定する。
- (8) 新株予約権の行使の条件
(注)5に準じて、組織再編行為に際して決定する。
- (9) 組織再編行為の場合の新株予約権の交付
(注)4に準じて、組織再編行為に際して決定する。

5. 新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権の一部行使はできない。
- (2) 本新株予約権に係る新株予約権者が本新株予約権の行使を行わないことを当社に対して通知した場合、当該通知が行われた日以降、当該本新株予約権を行使することはできない。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2023年9月20日	-	68,584,671	-	12,000	-	-

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載できないことから、直前の基準日（2023年6月20日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

2023年6月20日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 3,429,300	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 65,147,400	651,474	-
単元未満株式	普通株式 7,971	-	-
発行済株式総数	68,584,671	-	-
総株主の議決権	-	651,474	-

(注) 1. 「単元未満株式」欄の普通株式には、「株式給付信託(BBT)」、「株式給付信託(J-E S O P)」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が所有する株式20株が含まれております。

2. 「完全議決権株式(その他)」の普通株式数には、「株式給付信託(BBT)」、「株式給付信託(J-E S O P)」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が所有する株式386,200株(議決権の数3,862個)が含まれております。

【自己株式等】

2023年6月20日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総 数に対する所 有株式数の割 合(%)
(自己保有株式) 株式会社ジョイフル本田	茨城県土浦市富士崎一丁目 16番2号	3,429,300	-	3,429,300	5.00
計	-	3,429,300	-	3,429,300	5.00

(注) 1. 「株式給付信託(BBT)」、「株式給付信託(J-E S O P)」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が所有する株式386,220株については、上記の自己株式等に含まれておりません。

2. 2023年8月2日開催の取締役会決議により、2023年8月21日付で自己株式3,021,100株を取得いたしました。また、2023年10月5日開催の取締役会決議により、2023年11月2日付で譲渡制限付株式報酬として自己株式8,000株を処分いたしました。

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

第4 【経理の状況】

1. 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号)に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期会計期間(2023年6月21日から2023年9月20日まで)および第1四半期累計期間(2023年6月21日から2023年9月20日まで)に係る四半期財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

3. 四半期連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1 【四半期財務諸表】

(1) 【四半期貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2023年6月20日)	当第1四半期会計期間 (2023年9月20日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	35,022	30,233
売掛金及び契約資産	4,065	4,021
商品	18,061	18,650
未成工事支出金	295	293
原材料及び貯蔵品	372	373
その他	2,798	1,659
貸倒引当金	2	1
流動資産合計	60,614	55,231
固定資産		
有形固定資産		
建物	80,241	80,808
構築物	11,016	11,022
機械及び装置	596	598
車両運搬具	61	61
工具、器具及び備品	4,745	4,792
土地	49,236	49,236
リース資産	222	224
建設仮勘定	435	137
減価償却累計額	55,933	56,774
有形固定資産合計	90,622	90,107
無形固定資産		
借地権	1,288	1,290
ソフトウェア	556	515
その他	102	119
無形固定資産合計	1,947	1,926
投資その他の資産		
投資有価証券	2,014	2,034
関係会社株式	184	184
繰延税金資産	3,768	3,477
その他	1,775	1,766
投資その他の資産合計	7,742	7,464
固定資産合計	100,313	99,497
資産合計	160,927	154,729

(単位：百万円)

	前事業年度 (2023年6月20日)	当第1四半期会計期間 (2023年9月20日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	6,511	7,510
1年内返済予定の長期借入金	3,091	2,932
リース債務	41	40
未払法人税等	2,977	752
未成工事受入金	1,039	910
賞与引当金	16	619
役員賞与引当金	28	4
その他	5,779	5,684
流動負債合計	19,486	18,454
固定負債		
長期借入金	9,120	8,387
リース債務	43	40
退職給付引当金	2,126	2,129
資産除去債務	5,512	5,526
長期預り保証金	5,068	5,029
従業員株式給付引当金	109	109
役員株式給付引当金	130	58
固定負債合計	22,111	21,281
負債合計	41,598	39,736
純資産の部		
株主資本		
資本金	12,000	12,000
利益剰余金		
利益準備金	1,235	1,385
その他利益剰余金		
別途積立金	86,330	86,330
繰越利益剰余金	24,933	25,422
利益剰余金合計	112,499	113,137
自己株式	6,226	11,215
株主資本合計	118,273	113,921
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,056	1,070
評価・換算差額等合計	1,056	1,070
純資産合計	119,329	114,992
負債純資産合計	160,927	154,729

(2) 【四半期損益計算書】

【第1四半期累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期累計期間 (自2022年6月21日 至2022年9月20日)	当第1四半期累計期間 (自2023年6月21日 至2023年9月20日)
売上高	30,966	31,634
売上原価	20,954	21,562
売上総利益	10,012	10,072
営業収入		
不動産賃貸収入	1,306	1,471
サービス料等収入	90	84
その他	36	36
営業収入合計	1,433	1,592
営業総利益	11,445	11,664
販売費及び一般管理費	8,373	8,861
営業利益	3,072	2,803
営業外収益		
受取利息	0	0
受取配当金	6	14
受取手数料	96	108
その他	134	174
営業外収益合計	238	297
営業外費用		
支払利息	6	5
その他	1	1
営業外費用合計	8	6
経常利益	3,302	3,093
特別利益		
補助金収入	-	83
特別利益合計	-	83
特別損失		
固定資産除却損	0	88
特別損失合計	0	88
税引前四半期純利益	3,301	3,089
法人税、住民税及び事業税	887	668
法人税等調整額	159	284
法人税等合計	1,046	953
四半期純利益	2,254	2,136

【注記事項】

(追加情報)

(株式給付信託(B B T))

当社は、取締役および執行役員(社外取締役および非業務執行取締役を含みます。以下、「取締役等」といいます。)の業務執行(職務執行)をより厳正に評価し、取締役等の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にすることによって、取締役等が中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、取締役等に対する株式報酬制度「株式給付信託(B B T (= Board Benefit Trust))」(以下、「本制度」といいます。)を導入しております。

取引の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として設定した信託(以下、「本信託」といいます。)により当社株式が取得され、取締役等に対して、予め定めた役員株式給付規程に基づき、当社株式および当社株式を退任日時点の時価で換算した金額相当の金銭(以下、「当社株式等」といいます。)を本信託を通じて給付する株式報酬制度です。なお、取締役等が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時とします。

信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額および株式数は、前事業年度末244百万円、166,000株、当第1四半期会計期間末233百万円、158,900株であります。

(株式給付信託(J - E S O P))

当社は、当社の株価や業績と当社の一部役職員(以下、「幹部社員等」といいます。)の処遇の連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価および業績向上への幹部社員等の意欲や士気を高めるため、幹部社員等に対して自社の株式を給付するインセンティブプラン「株式給付信託(J - E S O P)」(以下、「本制度」といいます。)を導入しております。

取引の概要

本制度は、予め定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした幹部社員等に対し当社株式および当社株式を時価で換算した金額相当の金銭(以下、「当社株式等」といいます。)を給付する仕組みです。当社は、幹部社員等に対し個人の貢献度等に応じてポイントを付与し、一定の条件により受給権を取得したときに当該付与ポイントに相当する当社株式等を給付します。幹部社員等に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。

信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額および株式数は、前事業年度末397百万円、220,220株、当第1四半期会計期間末397百万円、220,220株であります。

(自己株式の取得に関する事項)

当社は、2023年8月2日開催の取締役会において自己株式を取得することを決議し、2023年8月21日に取得が完了しております。なお、自己株式の取得には一括取得型自己株式取得(Accelerated Share Repurchase) (以下「本手法」という。)を用いております。本手法は、関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に該当するものとして、以下のとおり会計処理を行っております。

1. 本手法の概要

当社は、2023年8月21日にToSTNeT - 3により1株あたり1,655円で、3,021,100株、4,999百万円に相当する自己株式を取得いたしました。(以下「本買付」という。)

本買付にあたっては、モルガン・スタンレーM U F G証券株式会社が借株をした上で売付注文をしております。なお、ToSTNeT - 3では一般の株主の皆様からの売付注文は、金融商品取引業者であるモルガン・スタンレーM U F G証券株式会社の自己の計算に基づく売付注文に優先されますので、モルガン・スタンレーM U F G証券株式会社による売付注文の約定額は一般の株主の皆様からの売付注文分だけ減少しており、結果

的に2,981,100株をモルガン・スタンレーMUF G証券株式会社から買付けております。また、モルガン・スタンレーMUF G証券株式会社およびその関係会社は本買付における売付注文の約定の後、借株の返済を目的として自らの判断と計算において当社株式を株式市場の内外で取得する予定です。

モルガン・スタンレーMUF G証券株式会社が売却した当社普通株式の売却金額（以下「基準金額」という。）については、当社の実質的な取得単価が本買付以降の一定期間（2023年8月22日から新株予約権の行使請求日または行使を行わない旨の通知が行われた日の前取引日まで）の各取引日の当社株式の普通取引の売買高加重平均価格（VWAP）の算術平均値に100%を乗じた価格（以下「平均株価」という。）と同じになるように、別途、本手法において当社が発行する新株予約権（以下「本新株予約権」という。）の割当先であるモルガン・スタンレーMUF G証券株式会社（以下「割当先」という。）との間で当社株式を用いた調整取引を行います。具体的には、平均株価が1,655円よりも高い場合は、本新株予約権の行使により、「本買付において割当先が売却した当社普通株式の数」（以下「基準株式数」という。）から「基準金額を平均株価で除して得られる株式数」を控除して算出される数の当社株式を割当先に交付し、逆に、平均株価が1,655円よりも低い場合は、「基準金額を平均株価で除して得られる株式数」から基準株式数を控除して算出される数の当社株式を割当先から無償で取得することを合意しております。

このように、当社の実質的な取得価額が一定期間の当社株式の平均価格相当になるよう、後日、当社株式を用いた調整取引を行うため、調整取引を含めた全体での最終的な取得株式数は変動する可能性があります。

2. 会計処理の原則および手続

ToSTNeT - 3を利用して取得した当社株式については、取得価額により貸借対照表の純資産の部に「自己株式」として計上しております。なお、本手法により取得した当社株式については、1株当たり四半期純利益金額および潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

当該会計処理方針に基づき、当第1四半期会計期間において、貸借対照表の純資産の部に「自己株式」として4,999百万円（モルガン・スタンレーMUF G証券株式会社から買付けた当社株式は4,933百万円、一般の株主の皆様から買付けた当社株式は66百万円）を計上しております。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費（無形固定資産に係る償却費を含む。）は、次のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自 2022年6月21日 至 2022年9月20日)	当第1四半期累計期間 (自 2023年6月21日 至 2023年9月20日)
減価償却費	678百万円	906百万円

(株主資本等関係)

前第1四半期累計期間(自 2022年6月21日 至 2022年9月20日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2022年8月3日 取締役会	普通株式	1,396	21.00	2022年6月20日	2022年9月1日	利益剰余金

(注) 配当金の総額には、信託E口が保有する当社株式への配当が8百万円含まれております。

2. 基準日が2023年6月期第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が2023年6月期第1四半期会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

・自己株式の取得

当社は、2022年6月6日開催の取締役会決議に基づき、取得株式総数250万株、取得価額総額2,500百万円を上限として自己株式の取得を進め、2023年6月期第1四半期累計期間において自己株式を1,601,500株、2,499百万円取得いたしました。なお、2022年8月4日をもちまして、上記決議に基づく自己株式の取得は終了いたしました。

以上のことなどから2023年6月期第1四半期会計期間末において、自己株式は8,953百万円となりました。

なお、株主資本の合計額には、著しい変動はありません。

当第1四半期累計期間(自 2023年6月21日 至 2023年9月20日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2023年8月2日 取締役会	普通株式	1,498	23.00	2023年6月20日	2023年9月1日	利益剰余金

(注) 配当金の総額には、信託E口が保有する当社株式への配当が8百万円含まれております。

2. 基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

・自己株式の取得

当社は、2023年8月2日開催の取締役会決議に基づき、取得株式総数500万株、取得価額総額5,000百万円を上限として自己株式の取得を進め、当第1四半期累計期間において自己株式を3,021,100株、4,999百万円取得いたしました。なお、2023年8月21日をもちまして、上記決議に基づく自己株式の取得は終了いたしました。

以上のことなどから当第1四半期会計期間末において、自己株式は11,215百万円となりました。

なお、株主資本の合計額には、著しい変動はありません。

(持分法損益等)

	前事業年度 (2023年6月20日)	当第1四半期会計期間 (2023年9月20日)
関連会社に対する投資の金額	184百万円	184百万円
持分法を適用した場合の投資の金額	1,458 "	1,507 "
	前第1四半期累計期間 (自2022年6月21日 至2022年9月20日)	当第1四半期累計期間 (自2023年6月21日 至2023年9月20日)
持分法を適用した場合の投資利益の金額	53百万円	48百万円

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前第1四半期累計期間(自 2022年6月21日 至 2022年9月20日)

(単位:百万円)

	報告セグメント	その他	合計
「住まい」に関する分野			
(a) 資材・プロ用品	5,459	-	5,459
(b) インテリア・リビング	4,187	-	4,187
(c) ガーデン・ファーム	4,148	-	4,148
(d) リフォーム	3,639	-	3,639
「生活」に関する分野			
(a) デイリー・日用品	9,382	-	9,382
(b) ペット・レジャー	3,878	-	3,878
(c) その他	269	-	269
営業収入			
(a) サービス料等収入	-	90	90
(b) その他	-	36	36
顧客との契約から生じる収益	30,966	127	31,093
その他の収益(注)	-	1,306	1,306
外部顧客への売上高および営業収入	30,966	1,433	32,400

(注)「その他の収益」は、不動産賃貸収入であります。

当第1四半期累計期間(自 2023年6月21日 至 2023年9月20日)

(単位:百万円)

	報告セグメント	その他	合計
「住まい」に関する分野			
(a) 資材・プロ用品	5,568	-	5,568
(b) インテリア・リビング	4,168	-	4,168
(c) ガーデン・ファーム	4,126	-	4,126
(d) リフォーム	3,519	-	3,519
「生活」に関する分野			
(a) デイリー・日用品	9,717	-	9,717
(b) ペット・レジャー	4,308	-	4,308
(c) その他	224	-	224
営業収入			
(a) サービス料等収入	-	84	84
(b) その他	-	36	36
顧客との契約から生じる収益	31,634	121	31,755
その他の収益(注)	-	1,471	1,471
外部顧客への売上高および営業収入	31,634	1,592	33,227

(注)「その他の収益」は、不動産賃貸収入であります。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額および算定上の基礎ならびに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額および算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第1四半期累計期間 (自 2022年6月21日 至 2022年9月20日)	当第1四半期累計期間 (自 2023年6月21日 至 2023年9月20日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	34円50銭	33円48銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(百万円)	2,254	2,136
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	2,254	2,136
普通株式の期中平均株式数(株)	65,352,839	63,818,931
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	34円47銭	33円47銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(株)	51,702	24,502
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前会計年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

(注) 1. 株式給付信託(BBTおよびJ-E SOP)の信託契約に基づき、株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が保有する株式は、1株当たり四半期純利益金額および潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

1株当たり四半期純利益金額および潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数

前第1四半期累計期間 391,497株 当第1四半期累計期間 384,136株

2. 当社は、2022年6月6日開催の取締役会において自己株式を取得することを決議し、2022年8月4日に取得が完了しております。自己株式の取得にはコミットメント型自己株式取得(FCSR)を用いており、これに伴い潜在株式が発生しております。なお、前第1四半期累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額は、以下の計算により算出しております。

潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額 = 前第1四半期純利益金額 ÷ (期中平均株式数 + 普通株式増加数)

3. 上記2. に準ずる前第1四半期累計期間の普通株式増加数は以下の計算により算出しております。

平均株価取得株式数 = 自己株式買付金額(1) ÷ 平均株価(2)

潜在交付株式数(単元未満切捨) = 取得済株式数 - 平均株価取得株式数

普通株式増加数 = 潜在交付株式数 × 潜在株式が存在した期間(3) ÷ 前第1四半期累計期間

(1) 自己株式買付金額は、2,343,841,500円

(2) 当社が、自己株式を取得した日(2022年8月4日)から前第1四半期末日(2022年9月20日)までの各取引日の当社株式のVWAP(出来高加重平均価格)の算術平均値に99.9%を乗じた価格

(3) 新株予約権の割当日(2022年8月18日)から前第1四半期末日(2022年9月20日)

4. 当社は、2023年8月2日開催の取締役会において自己株式を取得することを決議し、2023年8月21日に取得が完了しております。自己株式の取得には一括取得型自己株式取得(ASR)を用いており、これに伴い潜在株式が発生しております。なお、当第1四半期累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額は、以下の計算により算出しております。

潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額 = 当第1四半期純利益金額 ÷ (期中平均株式数 + 普通株式増加数)

5. 上記4. に準ずる当第1四半期累計期間の普通株式増加数は以下の計算により算出しております。

平均株価取得株式数 = 自己株式買付金額 (4) ÷ 平均株価 (5)

潜在交付株式数 (単元未満切捨) = 取得済株式数 - 平均株価取得株式数

普通株式増加数 = 潜在交付株式数 × 潜在株式が存在した期間 (6) ÷ 当第1四半期累計期間

(4) 自己株式買付金額は、4,933,720,500円

(5) 2023年8月22日から当第1四半期末日 (2023年9月20日) までの各取引日の当社株式のVWAP
(出来高加重平均価格) の算術平均値に100.0%を乗じた価格

(6) 新株予約権の割当日 (2023年9月4日) から当第1四半期末日 (2023年9月20日)

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

2023年8月2日開催の取締役会において、2023年6月20日の株主名簿に記録された株主に対し、次のとおり期末配当を行うことを決議いたしました。

配当金の総額	1,498百万円
1株当たりの金額	23円00銭
支払請求権の効力発生日および支払開始日	2023年9月1日

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2023年11月2日

株式会社ジョイフル本田
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 芝 山 喜 久

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 吉 田 一 則

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ジョイフル本田の2023年6月21日から2024年6月20日までの第49期事業年度の第1四半期会計期間（2023年6月21日から2023年9月20日まで）及び第1四半期累計期間（2023年6月21日から2023年9月20日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ジョイフル本田の2023年9月20日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の四半期レビュー報告書の原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。